## 令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、私立学校の認定こども園等への移行準備に要する経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において、認定こども園等移行準備支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「私立学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する私立の幼稚園(学校法人立幼稚園に限る。)で、令和3年4月1日において現に存するものをいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、教育支援体制整備事業費 交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領(平成27年5月21日付け文部科学省初等中 等教育局長裁定、令和3年4月1日一部改正)別紙4に定める認定こども園等への円滑な移行のための準備業務とする。

(補助対象者)

第4 補助金の補助対象者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の特定教育・保育施設の確認(以下「認定こども園の認可等」という。)を受けていない私立学校を設置する学校法人とする。

(補助対象経費)

第5 補助金の補助対象経費は、認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために 新たに雇用した事務職員等の雇上費のうち令和3年度に発生し、支出を行った経費とし、1園 当たり1、600千円を上限額とする。

(補助金の額の算定)

第6 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて算定された額を千円未満切り捨てた額と する。

(補助金の減額等)

第7 知事は、補助金を申請した者が、補助金の申請書等に不実の記載をしたとき、補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき等には、第6の規定により

算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

(交付の申請)

- 第8 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 規則第3条第2項により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書(別紙1)
  - (2) 交付申請年度の収支予算書(補正後最新のもの)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

- 第9 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1)補助金の交付の決定を受けた者が当該補助事業の内容を変更しようとするときには、別 記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の変 更を伴わない軽微な変更にあってはこの限りではない。
  - (2) 全ての県税に滞納がないこと。

(実績報告)

- 第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実績内訳書(別紙2)
  - (2) 支出計算書(補助事業に係る収支が記載されたもの)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費 税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなら ない。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し等)

- 第12 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第7の規定に該当するときは、交付決定の全部 又は一部を取り消すことがある。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第13 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に 関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、 その返還を命じるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税仕入 控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第4号に より速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する 額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

## 令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金交付申請書

	第		툿
令 和	年	月	Е

宮城県知事

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業を別紙事業計画書のとおり実施 したいので、補助金等交付規則第3条の規定により金 円を交付されるよう関 係書類を添えて申請します。

(申請額內訳) (単位:円)

幼稚園名	申請金額
計	

## (添付書類)

- 1 事業計画書(別紙1)
- 2 令和3年度収支予算書(補正後最新のもの)

〔担当者氏名:	)
〔電話番号:	)
[FAX 番号:	)
[メールアドレス:	]

## 令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業計画書

【幼稚園名:

(単位:円)

	補助申請額		
費目	積算内訳	金額	
	計		

## 【作成上の注意】

- (1) 一の設置者において、複数の学校に係る事業計画を有している場合には、学校ごとに別葉で作成すること。
- (2) 複数の職員を雇用する場合は、各人ごとに補助対象経費を記載すること。
- (3) 補助対象外業務を兼務している場合は、補助対象業務に係る費用が確認できるよう積算内 訳を記載すること。

	床	$\rightarrow$	こ第	: 0	$\Box$
1	浗	I	しま	5 4	$\overline{77}$

会和3年度私立認定と	ども園等移行準備支援補助金	に係る事業計画変更承認申請書
------------	---------------	----------------

	第		号
令和	年	月	日

宮城県知事

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

令和3年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定の通知のありました令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業について,事業の内容を下記のとおり変更したいので,承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(添付書類)

〔担当者氏名:	)
〔電話番号:	
[FAX 番 号:	
「メールアドレス・	٦

令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業実績報告書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

宮城県知事

(申請者)

法人所在地又は住所

法人名及び代表者名

印

令和 年 月 日付け宮城県(私公)指令第 号で交付決定の通知のありました令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業について、別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

## (添付書類)

- 1 事業実績内訳書(別紙2)
- 2 支出計算書(本事業に係る収支が記載されているもの)
- 3 補助対象経費の支出を証する書類の写し(雇用契約書,賃金台帳,出勤簿,業務日誌,社会 保険等の領収書等)

〔担当者氏名:	)
〔電話番号:	)
[FAX 番 号:	)
[メールアドレス:	)

## 令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る事業実績内訳書

【幼稚園名		
	•	

認定こども園の認可等を受けた日:令和 年 月 日

(単位:円)

	補助額		
費目	積算内訳	実績額	
	計		

## 【作成上の注意】

- (1) 一の設置者において、複数の学校に係る事業計画を有している場合には、学校ごとに別葉で作成すること。
- (2) 複数の職員を雇用した場合は、各人ごとに補助対象経費を記載すること。
- (3) 補助対象外業務を兼務している場合は、補助対象業務に係る費用が確認できるよう積算内 訳を記載すること。

# 令和3年度私立認定こども園等移行準備支援補助金に係る 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

											第		号	
									令和	年	Ē	月	日	
宮城県知	事			殿										
					(申請	者)								
					法人所有	生地又は	住所							
					<b>壮 [ 夕</b> ]	及び代表	: <b>少</b> 力						ı	印
					<b>伍八</b> 石》	又四个衣	百石						ŀ	<b>-</b>  1
令和	年	月	日付け宮	城県	(私公)	指令第		号で交	付決定	定の通	知の	ありす	ミした	- 令
13年度私	立認定	こども	園等移行	準備え	支援補助	金に係る	る事業	につい	て,下	記の	とおり	)報告	しま	す。

記

1 補助金額(県が補助金の額の確定通知書により通知した額)

円 金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額(要補助金 等返還相当額)

> 円 金

3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特 定収入の割合が確認できる資料)を添付すること。